

一般財団法人社会変革推進財団 利害関係者からの贈与・接待に関する行動指針

(1) 目的

本指針は、一般財団法人社会変革推進財団（以下、「財団」という。）が、広く公益の実現に貢献すべき重要な責務を負っていることを認識し、公正かつ誠実に業務を行うことで、社会的信用の維持・向上を図るため、利害関係者からの贈与・接待に関する行動基準を定めるものとする。

(2) 適用範囲

本指針は、財団の理事、監事、評議員、職員、派遣職員および財団の業務に従事するすべての者（以下、「役職員等」という。）に適用する。

(3) 定義

① 利害関係者は以下の通りとする。

- ア 出資や助成等の財政的支援を行っている事業者等又は個人及び支援を受けようと思意思表明している事業者等又は個人
- イ 伴走支援を行っている事業者等又は個人及び伴走支援を受けようと思意思表明している事業者等又は個人
- ウ 調査・研究等の委託契約を締結している事業者等又は個人及び契約の申し込みをしようとしている事業者等又は個人
- エ 助成先等で監査等を受ける事業者等又は個人
- オ 役務提供、物品調達、不動産賃貸等の取引において、財団が物品・サービスの購入している、または業務を発注している事業者等や個人、および取引を申し込もうとしている事業者等や個人

② 贈与は、金銭、商品、ギフト券、金券、旅行券、商品サービス、その他経済的利益を指す。

③ 接待は、飲食、娯楽・歓待、交通手段、宿泊、イベント参加費用等の提供を指す。

(4) 基本方針

財団の役職員等は、利害関係者からの贈与及び接待を受けることを禁止する。

(5) 禁止事例

具体的な禁止事例の主なものは以下の通りとするが、これ以外の事例においても上記基本方針に従って行動すること。

- ① お中元、お歳暮などの季節の挨拶品の受領
- ② 季節を問わない定期的または不定期の物品の受領

- ③ 名目の如何を問わず、現金や商品券、ギフト券などの受領
- ④ せん別、祝儀、香典又は供花その他これに類するものの受領
- ⑤ 飲食の接待
- ⑥ ゴルフや旅行の接待

(6) 例外対応

上記基本方針にかかわらず、財団の役職員等は、以下の行為を行って差し支えない。

- ① 業務として出席した会議やその他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- ② 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(7) 手土産についての留意事項

利害関係者との間の手土産のやり取りは、誤解を招く行為とならないように、以下の留意事項に従って対応すること。

- ① 利害関係者からの手土産の受け取り
 - ア 利害関係者が持参した手土産又は利害関係者を往訪した際に渡される手土産は、社会通念上妥当な範囲のもの（地域の特産品や一般的なお菓子類などで概ね5千円以下のもの）であれば、受け取って差し支えない。
 - イ 高額な手土産や金券類（商品券、ギフトカードなど）については、これを断ること。
- ② 利害関係者への手土産の持参
 - ア 利害関係者を初めて訪問する際には、必要に応じて手土産を持参して差し支えない（概ね5千円以下のもの）。手土産は高価な品物や相手方が負担に感じる可能性がある品物は避けること。
 - イ 2回目以降の訪問については、手土産を持参することを禁止する。やむを得ない事情により持参する場合は、その旨を事前に上長（部長の場合は担当役員）に報告し、了承を得ること。

(8) 違反時の対応

役職員等が本指針に違反した場合、財団は事実関係を調査し、必要に応じて適切な措置を講じるものとします。違反の内容によっては、懲戒処分の対象となる場合がある。

(9) 相談窓口

利害関係者からの贈与・接待について判断に迷う場合、または不適切な行為が疑われる場合は、速やかに上長またはコンプライアンス室に報告すること。

以上

一般財団法人社会変革推進財団

理事長 大野 修一